

令和 7 年 度  
福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金  
募 集 要 領

1 趣旨

原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい経営状況にある中小企業等の事業継続と経営改善、温室効果ガスの削減を図るため、事業者が行う省エネ機器更新による経営の効率化・脱炭素化に資する取組みに対して福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき支援します。

一般照明用の蛍光灯の製造等は2027年までに廃止されます。  
駆け込み需要でお困りになる前に計画的な機器更新を進めましょう。

2023年11月の「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入を、2027年までに段階的に廃止することが決定されました。  
※既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品の使用が禁止されるものではありません。

2 事業概要

補助対象者	市内に本店または支店が所在する中小企業者（小規模事業者・個人事業主含む）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、農業者
対象機器	市内に所在する店舗、事業所から新品の状態で購入する、LED照明器具 ※既存機器の更新に限る。 ※国・県等が行う他の補助金等を利用して導入した機器は対象外。
主な補助要件	1 次の要件を満たすLED照明器具 (1)一般照明用 既存機器を更新する場合であって、トップランナー基準を達成したLED照明器具であること。 ※トップランナー基準値 光原色が昼光色・昼白色・白色の場合：100lm/W以上 光原色が温白色・電球色の場合：50lm/W以上 (2)特殊用途 農業者が使用する生育用の照明（蛍光灯）をLEDに更新する場合であって、既存の機器よりエネルギー消費量が減少するもの。  2 補助対象経費の総計が10万円（消費税及び地方消費税を除く）以上であること。  3 温室効果ガス排出量の削減効果を本市へ無償譲渡することに同意すること。
補助対象経費	対象機器購入費用のほか、更新に伴う機器撤去費用及び廃棄費用、その他一体不可分の据付工事費
補助率	補助対象経費の1/3
補助上限	20万円

### 3 その他の補助要件について

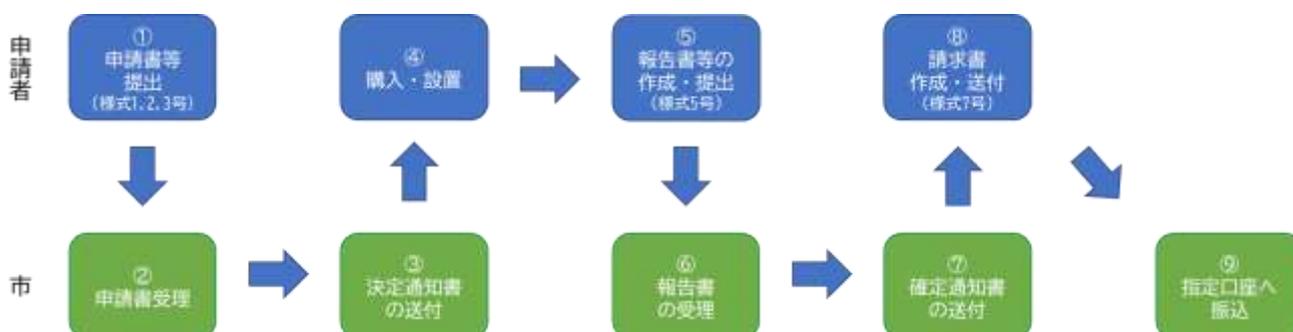
- (1) 工事着手前に申請し、交付決定を受けること。
- (2) 設置前に使用されていないものであること。(中古品は対象外)
- (3) 導入するLED照明器具がリース品でないこと。
- (4) 市内の事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器の更新であること。
- (5) LED照明以外の既存の照明器具を補助対象機器に更新すること。(設置工事を伴わない電球や蛍光管交換のみのもの、可搬式のものの場合を除く。)
- (6) 更新前後で使用用途が同じであること。
- (7) 専ら居住を目的とする事業所における機器更新ではないこと。  
※事業所と住宅が一体である場合は、事業の用に供する場所に設置する機器のみが、補助の対象になります。そのため、導入場所が事業用スペースであることが分かるように、写真や図面等でお示しいただく。
- (8) 同一の補助対象設備について、国・県・市が実施する他の補助金を受けた事業又は受けようとする事業は補助の対象外。

### 4 補助対象経費について

補助対象経費は、対象機器購入費用、更新に伴う機器撤去費用及び廃棄費用、その他一体不可分の据付工事費です。ただし、次に掲げるものは含みません。

- ・消費税及び地方消費税額
- ・補助対象機器の設置作業に直接かかわらない経費
- ・補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分(施工を含む)において、利益等が排除されていない経費

### 5 申請の流れについて



## 6 交付申請について

### ◆受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年12月26日（金）まで

※受付期間内に不備のない申請書を受理した順に補助交付対象者とし、補助申請額が予算の範囲を超えた時点で、受付を終了します。

### ◆提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 経費の内訳が明記された契約書又は見積書の写し
- (3) 工事着手前の現況写真（既存照明器具及び工事前の該当箇所のカラー写真）
- (4) 法人の場合、登記事項証明書（発行から3ヵ月以内のものに限る。）
- (5) 個人事業者の場合、税務署が受理したことがわかる開業届又は確定申告書（直近のものに限る。）の写し。（電子にて申請を行った場合は、申請時に提出したデータ及び受理されたことが確認できるデータの写し）
- (6) 導入する補助対象機器の仕様がわかる書類（メーカー名、機種名、型番等が分かるカタログやホームページの写し）
- (7) 更新する照明器具一覧表（様式第2号）
- (8) 導入する器具（LED）の電気図面など、設置個数や設置年月日が分かる資料
- (9) 既存器具（蛍光灯）の電気図面など、設置個数や設置年月日が分かる資料
- (10) J-クレジット化に関する意向確認書（様式第3号）

## 7 実績報告について

### ◆提出期限

令和8年2月18日（水）（必着）

### ◆提出書類

- (1) 補助事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 補助対象機器の設置に係る経費の支払いを証する書類の写し（領収書又は支払い証明書  
書の写し）
- (3) 補助対象機器の設置状態を示す写真（工事後における該当箇所のカラー写真）
- (4) 施工業者からの完了証明書（様式第6号）

## 8 申請者（設置者）の義務

申請者（設置者）は、補助金を受領し設置した設備については、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から10年間の処分制限があります。

## 9 J-クレジット化事業について

- ・本市では、株式会社東邦銀行及び株式会社バイウィルと連携し、本事業の補助を受けた事業者の皆さまが設備の更新によって創出した「環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果）」をクレジット化する事業を実施いたします。
- ・実施にあたっては、株式会社バイウィルが運営・管理する「キラキラぼ」を活用し、クレジットの創出を行います。
- ・本補助事業の申請にあたっては、原則J-クレジット化事業にご賛同いただくことが要件となります。（なお、他のJ-クレジット制度へ登録されている場合や自社で排出量を管理している場合等の理由によりご賛同いただけない場合は別途ご相談ください。）

### 本市の取組みに賛同していただける場合の留意点

- ・賛同にあたって、費用は一切かかりません。
- ・本取組みにより得られた収益は、住宅や事業者を対象とした再エネ・省エネに関することや環境教育など、本市の更なる脱炭素化に向けた取組みに活用させていただきます。賛同いただいた事業者の皆さま個々に対する還元はありません。
- ・CO<sub>2</sub>削減量を算定するため、電力消費量等の実績報告（8年間）が必要となります。

### ○J-クレジットを活用した取組みのイメージ図

